

医政研発 0301 第 2 号  
平成 22 年 3 月 1 日

日本 SMO 協会 会長 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課長



「臨床研究に関する倫理指針」第 3 倫理審査委員会(4)に基づく  
倫理審査委員会情報の報告について(周知依頼)

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「臨床研究に関する倫理指針」(平成 20 年 7 月 31 日付厚生労働省告示第 415 号)第 3 倫理審査委員会(4)\*に基づき、今般、別添の通り報告の手順を定めましたので、通知いたします。

貴職におかれましては、本報告の内容について御了知いただくとともに貴下関係機関等に対し、周知方お願いいたします。

なお、現在、電子的にホームページを通じて報告するシステムの整備中であるため、今般の報告手順は暫定的な手順として運用することとしています。報告システムが整備された段階で正式な報告手順については改めてご案内させていただきます。

(参考)

\* 第 3 倫理審査委員会(4)

倫理審査委員会の設置者は、(2)に規定する当該倫理審査委員会の委員名簿、開催状況その他必要な事項を毎年一回厚生労働大臣等に報告しなければならない。